

## 対面授業免除時の注意事項

### ・対面授業出席免除期間中の課外活動・学外活動について

春学期に引き続き、対面授業出席免除期間中に課外活動に参加することを禁じます。

授業の一環として対面での学外活動に参加することは、資格取得の要件である、感染リスクがない活動であるなど特段の事情がある場合に限り認めます。特段の事情について科目担当教員に申し出て許可を得てください。

### ・対面授業出席免除の取り下げについて

対面授業出席免除の取り下げは、原則として認めません。

「学生本人または重症化リスクのある家族がワクチン接種を完了した」「重症化リスクのある家族と別居した」等、特別なりスク管理の必要がなくなった場合に限り認めます。「課外活動が再開した」「学園祭が近くなった」等の理由による取り下げはできません。